

指定給水装置工事事業者の指定（変更）の手続について

○ 角田市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法により角田市水道事業の給水区域内において給水装置工事を行おうとする工事業者は、「角田市指定給水装置工事事業者」の指定を受けなければなりません。

○ 指定の基準について

1 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任される者を置くこと。

2 厚生労働省令で定める機械器具を有すること。

- ・金切りのこその他管の切断用の機械器具
- ・やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ・水圧テストポンプ

3 次のいずれにも該当しないこと

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 水道法に違反して、刑を処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ハ 指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者

ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

○ 新規指定給水装置工事事業者の指定申請について

1 新規指定手続き

① 申請に必要な書類を揃え、角田市上下水道事業所窓口へ提出してください。

② 指定の基準に適合しているか審査し、適合している場合は指定します。指定後、事業者へ通知します。

③ 指定手数料 30,000 円を角田市上下水道事業所へ納入してください。

④ 指定手数料の納付を確認後、「角田市指定給水装置工事事業者証」を交付します。

2 新規指定に係る提出書類等

① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）

② 機械器具調書（別紙）

③ 誓約書（様式第2）

④ 給水装置主任技術者選任・解任届出書（様式第3）

⑤ 給水装置工事主任技術者の「免状」または「技術者証」の写し

⑥ 別紙調書の所有機械器具の写真

⑦ 事業所の所在地が分かる案内図、事業所全体の写真（全体の様子が分かるものを数枚）

⑧ 定款又は寄附行為の写し（直近のもの）※法人のみ

⑨登記事項証明書（登記簿謄本）の発効日から3ヶ月以内のもの※法人のみ

⑩住民票（発行日から3ヶ月以内のもの）※個人のみ

○ 指定給水装置工事事業者の事項変更届出について

1 氏名又は名称及び住所の変更に係る提出書類

①指定給水装置工事事業者の事項変更届出書（様式第10）

②「角田市指定給水装置工事事業者証」

③定款又は寄附行為の写し（直近のもの）※法人のみ

④登記事項証明書（登記簿謄本）の発効日から3ヶ月以内のもの※法人のみ

⑤住民票（発行日から3ヶ月以内のもの）※個人のみ

⑥事業所の所在地が分かる案内図、事業所全体の写真※住所変更の場合のみ

2 法人の代表者又は役員の変更に係る提出書類

①指定給水装置工事事業者の事項変更届出書（様式第10）

②誓約書（様式第2）

③登記事項証明書（登記簿謄本）の発行日から3ヶ月以内のもの

④定款又は寄附行為の写し（直近のもの）※代表者の変更のみ

⑤「角田市指定給水装置工事事業者証」※代表者の変更のみ

○ 廃止・休止・再開の届出について

1 廃止・休止に係る提出書類

①指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）

②「角田市指定給水装置工事事業者証」

2 再開する場合

①指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）

○ 給水装置主任技術者の選任又は解任について

1 給水装置主任技術者について

指定を受けた事業者は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者の中から給水装置工事主任技術者を選任しなければなりません。

また、給水装置工事主任技術者に異動があった場合、指定事業者は必ず給水装置主任技術者選任・解任届出書（様式第3）により届出をしなければならず、選任できない場合は事業を休止するか廃止することになります。

2 給水装置主任技術者の選任又は解任に係る届出について

①新たに指定を受けたとき→2週間以内に選任し届出

②主任技術者が欠けたとき→2週間以内に選任し届出

③事業所の新設又は閉鎖したとき→遅延なく届出

※給水装置工事主任技術者の「免状」または「技術者証」の写しを添付